

平成25年度

第2回熊本市大規模小売店舗立地協議会

<資料>

<委員名簿>

- 平成25年度熊本市大規模小売店舗立地協議会委員名簿 …… 1

<議事1> 「(仮称)西松屋熊本川尻店・エースイワサキ川尻店」に対する 意見について

- ◎(資料1-1)市の意見案と考え方 …… 2~8
- (資料1-2)店舗位置図(広域図) …… 9
- (資料1-3)建物配置図 …… 10
- (資料1-4)騒音予測地点 …… 11
- (資料1-5)広告塔照明配置図 …… 12

<議事2> 「ベスト電器北熊本店」に対する意見について

- ◎(資料2-1)市の意見案と考え方 …… 13~16
- (資料2-2)店舗位置図(広域図) …… 17
- (資料2-3)建物配置図(変更前) …… 18
- (資料2-4)建物配置図(変更後) …… 19

<参考>

- 大規模小売店舗立地法関連手続きの流れ …… 20

平成25年度熊本市大規模小売店舗立地協議会委員名簿（兼出席者名簿）

No.	団体名等	所属・役職	氏名	出席者	備考
1	熊本市	農水商工局 次長	原山 明博		
2	熊本大学	名誉教授 理学博士	内野 明德	本人	学識経験者
3	熊本学園大学	経済学部 教授	荒井 勝彦	本人	学識経験者
4	熊本高等専門学校	建築社会デザイン工学科 教授	磯田 節子	欠席	学識経験者
5	熊本県	商工振興金融課長	伊藤 英典	工藤参事	代理出席
6		警察本部交通規制課長	安武 秀則	西垣係長 北村主幹	代理出席
7	熊本市	危機管理防災総室長	入江 常治	本人	
8		市民協働課長	和田 仁	除野主任主事	代理出席
9		青少年育成課長	伊東 一成	草野課長補佐	代理出席
10		環境政策課長	森 博之	菅本主査・鳥越技師	代理出席
11		緑保全課長	吉本 博生	早野課長補佐	代理出席
12		水保全課長	山本 光洋	甲斐課長補佐	代理出席
13		ごみ減量推進課長	川口 宏治	大倉室長	代理出席
14		商工振興課長（所管課）	松田 公德		
15		交通政策総室長	古庄 修治	田尻副室長	代理出席
16		都市政策課長	肝付 幸治	本人	
17		建築指導課長	下田 誠至	本人・平石主幹	
18		開発景観課長	宮本 肇	川崎係長	代理出席
19	土木管理課長	岡田 啓典	本人・平本主事		

市の意見案と考え方

新設

1. 店舗名称：(仮称) 西松屋熊本川尻店・エースイワサキ川尻店
2. 所在地：熊本市南区野田二丁目281番 外
3. 届出内容：新設
 - (1) 設置者：ダイワロイヤル株式会社(東京都千代田区飯田橋三丁目13番1号)
：株式会社イワサキ(熊本中央区本山四丁目4番1号)
 - (2) 小売業者：株式会社西松屋チェーン、株式会社イワサキ
 - (3) 新設年月日：平成25年6月20日(開店希望日)
 - (4) 店舗面積：1,956㎡
 - (5) 駐車場台数：94台
 - (6) 駐輪場台数：56台
 - (7) 荷さばき施設面積：100㎡
 - (8) 廃棄物保管施設容量：26㎡
 - (9) 営業時間：株式会社西松屋チェーン(A棟) 10:00~20:00
：株式会社イワサキ(B棟) 9:00~22:00
 - (10) 駐車場利用可能時間帯：8:30~22:30
 - (11) 駐車場の出入口の数：3箇所
 - (12) 荷さばき可能時間帯：6:00~22:00

	届出日	縦覧期間	市意見通知期限
4. 手続状況：	平成25年1月11日	平成25年1月24日~平成25年5月24日	平成25年9月11日

5. 意見等： ○…あり ×…なし	住民等	学識経験者 (内野名誉教授)	学識経験者 (荒井教授)	学識経験者 (磯田教授)	
	×	○	×	○	
	県商工振興金融課	県警交通規制課	危機管理防災総室	市民協働課	青少年育成課
	×	×	×	×	×
	環境政策課	緑保全課	水保全課	ごみ減量推進課	商工振興課
	○	×	×	○	○
	交通政策総室	都市政策課	建築指導課	開発景観課	土木管理課
	○	○	×	○	○

6. 関係課等による指摘事項に対する設置者の回答及び本市意見としての取扱

I. 設置者、建物等の概要 【意見等なし】

II. 「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針」に基づく確認項目

1. 駐車需要の充足等

1	担当課	土木管理課（西部土木センター）
	指摘内容	【項目No.3(2)関連】 境界確定箇所においては境界標(それに伴う測量標)が埋設されているため、これらに損傷のないよう十分注意して施工して下さい。なお、境界標の移動が生じる場合は事前に西部土木センター総務課と協議を行って下さい。 (理由) 境界保全のため
	設置者回答	境界確定箇所においては注意して施工いたします。又、境界標の移動が生じる場合は事前に西部土木センター総務課と協議いたします。
	取扱	記載しない

2	担当課	交通政策総室
	指摘内容	【項目No.3(2)関連】 バスの定時運行に支障がないように十分配慮していただきたい。
	設置者回答	バスの定時運行に支障がないよう配慮いたします。
	取扱	留意事項として付記 →(1)として付記

2. 騒音の発生に係る事項

3	担当課	環境政策課
	指摘内容	【項目No.2関連】 熊本県生活環境の保全等に関する条例第44条第1項に基づく騒音特定施設の設置届を、騒音特定施設を設置される30日前までに、提出してください。※西松屋熊本川尻店分のみ (理由) 熊本県生活環境の保全等に関する条例に基づく騒音の特定施設に該当する出力の室外機の圧縮機の設置が予定されているため。
	設置者回答	騒音特定施設に該当する設備機器は、設置する30日前までに届出を行います。
	その後の対応	H25. 6. 27時点で未届出であることを確認。届出を行うよう指導継続中。
	取扱	記載しない

4	担当課	商工振興課
	指摘内容	【項目No.4関連】 夜間の最大値がc及びd地点において超過しているため、20頁記載の対策を確実に講じ、苦情の有無に関わらず、誠意をもった対応を心掛けること。 (理由) 予測地点dにおいて立地する住居側で再予測しても騒音レベルを超過しているため。
	設置者回答	届出書に記載した対策を確実に実施し、周辺地域の生活環境の保全に努めます。
	取扱	留意事項として付記 → (2) として付記

3. 廃棄物に係る事項等

5	担当課	ごみ減量推進課
	指摘内容	【項目No.3関連】 従業員数が20名を超えた場合は、廃棄物減量リサイクル責任者等の選任等が必要となりますので、当課までご連絡ください。 (理由) 「熊本市事業系廃棄物の減量化及び再資源化に関する指導要綱」に定める多量排出事業者該当するため。
	設置者回答	従業員数が20名を超えた場合は、廃棄物減量リサイクル責任者等の選任等について連絡いたします。
	取扱	記載しない

6	担当課	ごみ減量推進課
	指摘内容	【項目No.4(2)関連】 生ごみ等食品廃棄物のリサイクルもご検討ください。 (理由) 食品リサイクル法に則り、食品廃棄物のリサイクルに取り組み、更なるごみ減量に努めていただきたいため。
	設置者回答	生ごみ等食品廃棄物のリサイクルに取り組み、ごみ減量に努めます。
	取扱	記載しない

